

様式第3号(第13条関係)

起 案 用 紙

【開示（全部・一部・時限）・不開示／保存年限 3・5・7・10・30・常】

[illegible]

**筑紫野市庁舎建設設計・施工一括発注プロポーザル
審査委員会委員名簿（案）**

（順不同・敬称略）

区分	委員名	機関・団体等名
学識経験者	さかい たける 坂井 猛	九州大学大学院人間環境学府 教授・ キャンパス計画室 副室長
	ありま たかふみ 有馬 隆文	佐賀大学芸術地域デザイン学部 教授
	たなべ せいき 田辺 清喜	一般財団法人福岡県建築住宅センター 副理事長
市民代表	はやしだ まさよし 林田 正義	筑紫野市区長会長
行政関係者	ふじき まさふみ 藤木 正文	筑紫野市副市長
	きたはし まさゆき 北橋 正行	筑紫野市総務部長
	むねさだ しげあき 宗貞 繁昭	筑紫野市企画政策部長
	ながとし けいじ 永利 啓次	筑紫野市建設部 建築課長

筑紫野市庁舎建設設計・施工一括発注プロポーザル審査委員会設置要綱

(平成 28 年 5 月 16 日要綱第 23 号)

(設置)

第 1 条 筑紫野市庁舎建設事業に係る設計業務及び施工業務の事業者を公募型プロポーザル(以下「プロポーザル」という。)により審査するに当たり、筑紫野市庁舎建設設計・施工一括発注プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審査委員会は、プロポーザルの選定において公平性を確保するため、次に掲げる事項を調査し、及び審議した上で、市長に対して審査結果を報告するものとする。

- (1) 審査基準及び選定方法に関すること。
- (2) プロポーザルの審査に関すること。
- (3) 事業者の選定に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 審査委員会は 8 人以内の委員をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験者、市民代表又は行政関係者のうちから市長が委嘱する。
- 3 審査委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。
- 4 委員長は、会務を総理し、審査委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、第 2 条の任務が終了するまでとする。

(会議)

第 5 条 審査委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、非公開とする。

5 審査委員会における審議の結果は、事業者を選定した後に公表する。

(意見の聴取)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員の除斥)

第8条 委員は、第2条に規定する事項に関して、自己又は三親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

(謝金)

第9条 市長は、会議に出席した委員に対し、予算の範囲内で謝金を支給することができる。

(実費弁償)

第10条 第6条に規定する委員以外の者には、証人等の実費弁償に関する条例(平成3年筑紫野市条例第29号)で定めるところにより実費弁償を支給する。

(庶務)

第11条 審査委員会の庶務は、企画政策部戦略企画課において処理する。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

2 この要綱による最初の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。